毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人

大 分 県

編集 株インタープリンツ

(定価 箇年 三万八千八百八十円

本則中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」

号 三月二十

令 和 六 年

七

九 日

曜 H に改め、本則第一号中「第二百四十三条の二の二第一項第一号」を「第二百四十三条の二の

金

百四十三条の二の八第一項第四号」に改める。 八第一項第一号」に改め、本則第二号中「第二百四十三条の二の二第一項第四号」を「第二

この規則は、 大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日から施行する

令和六年三月二十九日

大分県知事

佐

藤

樹

郎

大分県規則第四号 大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則 (昭和三十一年大分県規則第百号)の一部を次のように改正す

加える。 ある者、婚姻の予約者その他親族に準ずる者として別に定める者を含む。以下同じ。 第四条第一項中「親族」の下に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に ) 」 を

应

る。

应 应

別表第二の佐伯教職員住宅(KR1号)の項を削る。 別表第一の日田県職員アパート (ち号)の項を削る。

漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部改正

大分県労働委員会事務局組織規則の一 大分県収入証紙取扱規則の一部改正 大分県建築基準法施行細則の一部改正

部改正

○規

則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正

大分県漁港管理条例施行規則の一部改正

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部改正 … 大分県立自然公園条例施行規則等の一部改正 …

大分県婦人更生資金貸付規則の廃止 …………

大分県職員住宅管理規則の一部改正

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部改正

則

目

次

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正

別表第三中	Г
日田県職員アパート	玖珠単身者住宅

樹 郎 玖珠単身者住宅

に改める。

大分県知事

佐

藤

附 則

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

大分県報号外 (規則

令和六年三月二十九日

賠償責任を有する職員を指定する規則(令和二年大分県規則第三十九号)の一部を次のよ

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部を改正する規則

うに改正する。

大分県規則第三号

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和六年三月二十九日

大分県婦人更生資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する 令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹

郎

大分県規則第五号

### 大分県婦人更生資金貸付規則を廃止する規則

大分県婦人更生資金貸付規則 (昭和三十九年大分県規則第八号)は、 廃止する。

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

大分県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹

大分県規則第六号

## 大分県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(大分県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 大分県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年大分県規則第二十四号)の一部を次 のように改正する。

同条第二十七号の六中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、 「指定された」を「決定された」に改め、同条第三十二号中「漁港漁場整備法」を「漁港 第六条第十号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、

(大分県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二条 大分県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年大分県規則第五十六号)の一部を

次のように改正する。

る。 第六条第六号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め

(大分県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 六号) の一部を次のように改正する。 大分県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成十八年大分県規則第七十

「第四十条」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に改め、 第四条第四号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、 同号ニ中「漁港漁場整備

法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

改める。 備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、 め、同号ナ中「第二条第四項」を 「第四十条」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に、「同条の」を「これらの」に改 第十四条第一号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、 同号チ及びル中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改 「第二条第五項」に改め、 「指定された」を「決定された」に 同条第七号口中「漁港漁場整

める。 「第四十条」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に、 第十九条第一号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、 「同条の」を「これらの」に改

関する法律第六条第一項から第四項まで」に改める。 第二十六条第一項第二号ハ⑴中「漁港漁場整備法第五条」を「漁港及び漁場の整備等に

郎

この規則は、 令和六年四月一日から施行する

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 郎

大分県規則第七号

# 大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十二年大分県規則第百六号) の一部

第十条第二項第七号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

改め、同表の弗素含有量の項を次のように改める。 ム」に改め、同表の六価クロム化合物の項中「○・五ミリグラム」を「○・二ミリグラム」 改め、同表の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に に改め、同表のトリクロロエチレンの項中「○・三ミリグラム」を「○・一ミリグラム」に 別表第七のカドミウム及びその化合物の項中「○・一ミリグラム」を「○・○三ミリグラ

ほう素及びその化合物

海域に排出されるもの一リットルにつきほう素 トルにつきほう素一〇ミリグラム 海域以外の公共用水域に排出されるもの一リッ 二三〇ミリグラム

一五ミリグラム海域に排出されるもの一リットルにつきふっ素ハミリグラムトルにつきふっ素ハミリグラム

一・四-ジオキサン
亜硝酸化合物及び硝酸化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、

計量一○○ミリグラム乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合一リットルにつきアンモニア性窒素に○・四を

つの情野3中「非水基準を定める窓里守命の一部と文定する窓里守命(平文丘手窓一ジオキサン 一リットルにつき○・五ミリグラム計量一○○ミリグラム

府令」を「同省令」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。年環境省令第二十一号)附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表」に、「同総理理府令第五十四号)附則別表」を「排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成十三別表第七の備考3中「排水基準を定める総理府令の一部を改定する総理府令(平成五年総

則別表の下欄に掲げるとおりとする。 等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同省令附別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定工場4 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(令和六年環境省令第四号)附則

| 下成単位 | 一ミリリットルにつき日間平均八○○コロニー

別表第八の一中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

の下欄に掲げるとおりとする。
の下欄に掲げるとおりとする。
の下欄に掲げる選目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係別別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係

特定工場等にあっては」の下に「同表の上欄に掲げる項目につき」を加える。「排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)附則別表」に改め、「属するめる総理府令等の一部を改正する総理府令(平成五年総理府令第四十号)附則別表第二」を別表第八の二中「(化学的酸素要求量に限る。)」を削り、同表の付表中「排水基準を定

別表第九の六価クロム化合物の項中「規格K○一○二の六十五・二・一」を「規格K○一

○二一三の二十四・三・一」に、「規格K○一○二の六十五の備考十五のり

ム」に改める。

「○・○□ミリグラム」を「○・○一ミリグラム」を「○・○一ミリグラに定める操作を行うものとする。)」に、「○・○四ミリグラム」を「○・○一ミリグラし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、規格K○一○二―三の二十四・二に定める方法(ただ二は除く。)に定める方法)又は規格K○一○二―三の二十四・二(規格K○一○二―三の二十四・二・三・三・四のり及び規格K○一○二―三の二十四・二・三・三・四のり及び規格K○一○二―三の二十四・二・三・三・四のり及び規格K○一○二―三の二十四・二・三・三・四のり及び規格K○一○二―三の二十四・二・三・三・四のり入び規格K○一○二―三の二十四・二・三・四のり入び規格K○一○二―三の二十四・二・三・四のり入び対域を対している。

める。

別表第十五のカドミウム及びその化合物の項中「○・○一ミリグラム」を「○・○三ミリグラム」に改め、同表のトリクロロエチレンの項中「○・○三ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○二ミリグラム」を「○・○三ミリグラム」を「○・○三ミ

の合計量○・○四ミリグラム レン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン ーリットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン

別表第十五に次のように加える。

ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一ミリグラム
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素○・八ミリグラム
亜硝酸化合物及び硝酸化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、	の合計量一〇ミリグラム一リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき○・○○二ミリグラム
一・四一ジオキサン	一リットルにつき○・○五ミリグラム

第一号様式別紙四―二中「大腸歯帯燃」を「大腸歯燃」に改める。

### 附則

(施行期日)

(経過措置

(第一段を除

2 この規則の施行の際現に設置されている大分県生活環境の保全等に関する条例(平成十

郎

号)の一部を次のように改正する。 号)の一部を次のように改正する。 大分県規則第九号 公布する。 表の十三中「並びに」の下に「同法」を加える。 大分県規則第八号 附則第四項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。 この規則は、令和六年四月一日から施行する。 別表第三の三中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、 が水質汚濁防止法施行令 等を含む。)の排水のカドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレ に関する条例施行規則別表第七及び別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。 ン並びに亜鉛含有量についての規制基準は、この規則の施行の日から六月間(当該工場等 大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則(平成十八年大分県規則第七十七 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公 している場合にあっては、一年間)は、この規則による改正後の大分県生活環境の保全等 大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(令和四年大分県規則第三十 令和六年三月二十九日 年大分県条例第四十七号)第二条第七号の特定工場等(設置の工事がなされている工場 令和六年三月二十九日 大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (昭和四十六年政令第百八十八号)別表第三に掲げる施設を設置 大分県知事 大分県知事 佐 佐 藤 藤 樹 樹 郎 郎 則」に改める。 改正する。 大分県規則第十号 ||居出者 申請者 届出者 第二号様式中 第一号様式中 第十二条中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規 大分県漁港管理条例施行規則 この規則は、 大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和六年三月二十九日 附 大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 魚 則 氏 Ĥ の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者) 氏 Ĥ 氏 公布の日から施行する。 称及び主たる事務所の所 法人にあつては、その名 严 严 在地並びに代表者の氏名 称及び主たる事務所の所 法人にあつては、その名 严 在地並びに代表者の氏名 鱼 鱼 至 (昭和三十四年大分県規則第二十三号) 大分県知事 を を に改める。 佐 藤 の一部を次のように 樹

```
の申請を行うに当たり」を削る。
                 て」
い、「漁港漁場整備法」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律」
い、「漁港管理者
(県知事) 」を「知事」以、「漁港管理者から」を「知事から」以、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                居出者
                                                                                                                                          第五号様式中「(かりがな)」を削り、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             出出者
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    申請者
                                                 第四号様式中「(かりがみ)」及び「任年月日
                                                                                                                                                                                                                                     法人にあつては、主たる事務所の所在地、
                                                                                                                                                                                                                     名称及び代表者の氏名
                                                                                                                        法人にあつては、主たる事務所の所在地
                                                                  の氏名及び主たる事務所の所在地
                                                                                   法人にあつては、その名称、代表者
                                                                                                         名称及び代表者の氏名
                                                                                                                                                                              、の氏名及び主たる事務所の所在地
                                                                                                                                                                                             法人にあつては、その名称、代表者
                                 漁港の係留指定施設の使用許可申請に当たり、次のとおり」や「次の事項につい
                                                                                                                                                                                                                                                                           、の氏名及び主たる事務所の所在地
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             Ĥ
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   、の氏名及び主たる事務所の所在地
                                                                                                                                                                                                                                                                                           法人にあつては、その名称、代表者
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   法人にあつては、その名称、代表者
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 氏
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               法人にあつては、その名
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 严
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  严
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              在地並びに代表者の氏名
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               称及び主たる事務所の所
                                                                                                                                                                                      「、いの度の申請を行うに当たり」を削り、
                                                                           に改める。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                   に改める。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        を
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           に改める。
                                                                                                                   を
                                                                                                                                                                                                                                                         年
                                                                                                                                                                                                                                                          且
                                                                                                                                                                                                                                                        田」を削り、
                                                                                                                                                                                        「、この度
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            る。
                                                                                                                                               「申請者
                                               届出者
                                                                                                                                                                                                                                申請者
                                                                             第十三号様式中
                                                                                                                                                                                                                                                                第十号様式及び第十一号様式中
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        第八号様式及び第九号様式中
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           第七号様式中
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          備兆
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        法人にあつては、主たる事務所の所在地、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         、法人にあつては、その名称、代表者
                                                                                                                                                                                                                                                                                  、の氏名及び主たる事務所の所在地
                                                                                                                                                                                                                                                                                                   法人にあつては、その名称、代表者
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         、名称及び代表者の氏名
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         、の氏名及び主たる事務所の所在地
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                、名称及び代表者の氏名
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 法人にあつては、主たる事務所の所在地
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          地色は交付年度ごとに定める色とする
                                                             住所
                                                                                               、の氏名及び主たる事務所の所在地
                                                                                                               法人にあつては、その名称、代表者、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         様式は、縦10センチメートル、横15センチメートルの楕円形とする。」 い込め
                                天
                                                                                                                                                                                                                  氏
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     様式は、縦10センチメートル、横15センチメートルの楕円形とする。」や
                                                                                                                                                                                                 法人にあつては、その名
称及び主たる事務所の所
                法人にあつては、その名
                                                                                                                                                                                  称及び主たる事務所の所
                                                                                                                                                                 在地並びに代表者の氏名
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  に改める。
                                                                                                                                                                                                                                                                                           に改める。
                                  を
                                                                                                                                                                                                          を
```

令和六年三月二十九日

大分県報号外(規則)

この規則は、

録簿」に改め、 する」を「インターネットを利用する方法及び書面を掲示する方法で公表する」に改める。 を「書面の登録簿」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「第一項の」を加え、「掲示 法による」に改める。 水産部漁業管理課において行う」を「インターネットを利用する方法及び書面を閲覧する方 第八条、第十条第一項及び第十九条」に改める。 大分県規則第十一号 録簿」に改める に改める のように改正する。 「届出者 第七条の見出し中 第六条の見出し中 第五条の見出しを「(書面の閲覧手続)」に改め、同条中「登録簿」を「書面の登録簿」 第四条の見出しを「(書面の閲覧時間等)」に改め、同条第一項及び第二項中「登録簿」 第三条の見出し中「場所」を「方法」に改め、同条中「第八条」を「第九条」に、 第二条中「法第七条第一項、 この規則は、 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成十五年大分県規則第二十三号)の一部を次 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和六年三月二十九日 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 附 則 、の氏名及び主たる事務所の所在地 Ĥ 法人にあつては、その名称、代表者 氏 同条第二号中 令和六年四月一日から施行する。 鱼 严 在地並びに代表者の氏名 「閲覧」を「書面の閲覧」に改め、同条中「、 「持出し」を「書面の持出し」に改め、 「き損し」を「毀損し」に改める。 法第九条第一項及び法第十一条第一項」を「第七条第一項、 大分県知事 に改める。 同条中「登録簿」を「書面の登 佐 登録簿」を「、 藤 樹 書面の登 「農林 郎

> 漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す 令和六年三月二十九日 令和六年四月一日から施行する。

る。

大分県規則第十二号

漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則の一部を改正する規則

大分県知事

佐

藤

樹

郎

漁港漁場整備法の規定に基づく許可に関する規則(昭和四十八年大分県規則第二十五号)

の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則

| 同項第四号中「工作物の建設又は改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)に係る| の放流又は汚物の放棄に係る」を削り、 く。)に係るもの)」を加え、同項第五号中「土砂の採取に係る」を削り、 に「(水面又は土地の占用に係るもの)」を加え、同項に次の四号を加える。 に「(土砂の採取に係るもの)」を加え、同項第六号中「土地の掘削又は盛土に係る」を削 を削り、「の許可」の下に「(工作物の建設又は改良(水面又は土地の占用を伴うものを除 係るもの)」を加え、同項第八号中「水面又は土地の占用に係る」を削り、 第二条第一項中「若しくは認可」を「、認可、認定若しくは更新」に、「掲げる申請書 「定める申請書」に改め、同項第三号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」 「の許可」の下に「(土地の掘削又は盛土に係るもの)」を加え、同項第七号中「汚水 「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。 「の許可」の下に「(汚水の放流又は汚物の放棄に 「の許可」の下 「の許可」の下 」に改め、

法第四十二条第一項の認定 漁港施設等活用事業の実施計画認定申請書 (第十号様

十一 法第四十三条第四項の認定 漁港施設等活用事業の実施計画変更認定申請書 第十

十二 法第五十五条第二項の許可 漁港水面施設運営権の移転許可申請書 (第十二号様

十三 法第五十七条第二項の更新 漁港水面施設運営権の存続期間更新申請書 (第十三号

第二条第二項中「の各号」を削り、同項ただし書中「場合は、」を「場合 (前項第九号の

号中「認可」の下に「、認定」を加え、「第十二号様式」を「第十六号様式」に改める。 議をした者」を加え、「第十号様式」を「第十四号様式」に改める。 の占用を行う場合における」を削り、「協議」の下に「で工作物の建設又は改良を伴う水面 又は土地の占用を行う場合」を加え、同号ヨ中「工作物の建設又は改良を伴う水面又は土地 まま水面又は土地の占用を行う場合における」を削り、 土を行う場合」を加え、同号ワ中「汚水の放流又は汚物の放棄を行う場合における」を削 ける」を削り、 うとする場合を含む。)は、 める届出書」に改め、同条第一号中「第十一号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第二 又は土地の占用を行う場合」を加え、同号に次のように加える。 行う場合における」を削り、 ものを除く。)を行う場合における」を削り、「協議」の下に「で工作物の建設及び改良 は改良を行う場合」を加え、同号ヌ中「工作物の建設及び改良(水面又は土地の占用を伴う る場合における」を削り、 協議により許可を要しないとされた行為について、継続してその適用を受けるため協議しよ 「工作物の建設又は改良を行う場合における」を削り、 「土地の掘削又は盛土を行う場合における」を削り、「協議」の下に「で土地の掘削又は盛 (水面又は土地の占用を伴うものを除く。)を行う場合」を加え、同号ル中「土砂の採取を 第一号様式中 第五条中「第八号」を「第九号」に改める。 第四条中「若しくは認可」を「、認可、認定若しくは更新」に、「掲げる届出書」を「定 第三条中「者又は」を「者若しくは」に改め、 法人にあつては、その名称、代表者 申請者 「協議」の下に「で汚水の放流又は汚物の放棄を行う場合」を加え、同号カ中「原形の 第三十七条に規定するもの 行規則(昭和二十六年農林省令第四十七号。以下この号において「規則」という。) 前項第十三号の更新にあつては、規則第四十六条第二項各号に掲げるもの 前項第十二号の許可にあつては、規則第四十三条各号に掲げるもの 前項第十号及び第十一号の認定にあつては、漁港及び漁場の整備等に関する法律施 Ĥ 氏 「許可」の下に「で工事を伴う場合」を加え、同号チ中「原形のまま使用す 所 至 「許可」の下に「で原形のまま使用する場合」を加え、同号リ中 図書の添付を」に改め、同項第三号ロ中「工事を伴う場合にお 「協議」の下に「で土砂の採取を行う場合」を加え、同号ヲ中 「した者」の下に「又は法第六十五条の協 「許可」の下に「で工作物の建設又 「協議」の下に「で原形のまま水面 び漁場の整備等に関する法律」
い、 び漁場の整備等に関する法律」に改める。 「申請者 「申請者 「添付図書 「添付図書 位置図、土地地形図、漁港管理者の意見書、実測平面図」に改める。 「申請者 - 漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項」におめる。 第三号様式中 第二号様式中 、の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 申請者 、の氏名及び主たる事務所の所在地 申請者 、の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 位置図、土地地形図、漁港管理者の意見書、実測平面図」  $\widehat{\mathbb{H}}$ Ĥ Ĥ 氏 の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 天  $\hat{\mathbb{H}}$ の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 氏 中 の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 严 严 至 鱼 垃 严 公 严 を を に、 に、 に、 「漁港漁場整備法第38条」を 「漁港漁場整備法」や「漁港及 「漁港漁場整備法」を

「漁港及

些たり」を削る。 び漁場の整備等に関する法律」
に、 に添付図書として次のように加える。 整備法」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、 協議者 「申請者 第九号様式中 申請者 第四号様式から第八号様式までの規定中 添付図書  $\overline{2}$ Ĥ 住所 Ħ 氏 (ふりがな) 法人にあつては、その名称、代表者 、の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、主たる事務所の所在地 名称及び代表者の氏名 類図 及び求積図 び求積図 書及び放流 (放棄) の増所を明示した実測平面図 場合にあつては、工事計画説明書、設計書、実測平面図、断面図、構造図及 严 原形のまま水面又は土地の占用を行う場合にあつては、実測平面図及び求 土地の掘削又は盛土を行う場合にあつては、実測平面図、断面図及び求積 土砂の採取を行う場合にあつては、採取数量計算書、実測平面図、断面図 位置図、土地地形図 汚水の放流又は汚物の放棄を行う場合にあつては、 工作物の建設及び改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)を行う 生年月日 併 を「協議者 Ĥ Ш 氏 严 ′ に、 \_1 「漁港漁場整備法」を「漁港及 種類欄」を「(1) 種類欄」 「、この度の申請を行うに を 放流 (放棄) 数量計算 「漁港漁場 ⟨Ŀ る規則」
い、「お届けします」や「、届け出ます」
い、「指令漁整第 り」を削り、「毋黜飛行」を「囲田飛行」に改め、同様式を第十五号様式とする。 く許可に関する規則」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関す る規則」
い、「お届けします」や「、届け出ます」
い、「付け漁港第 く許可に関する規則」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関す 「申請者 居出者 居出者 第十号様式中 第十一号様式中 第十二号様式中 、の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 届出者 徭 Ĥ Ĥ 氏 (ふりがな) 法人にあつては、その名称、代表者 の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 の氏名及び主たる事務所の所在地 名称及び代表者の氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地 氏 号」に改め、同様式を第十六号様式とする。 設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図 严 严 工作物の建設又は改良を伴う水面又は土地の占用を行う場合にあつては、 严 号」に、「弦」を「国田哉」に改め、 生年月日 併 を 田田

に、

「漁港漁場整備法の規定に基づ

号」を「付け

に、

を

「漁港漁場整備法の規定に基づ

「、この度の申請を行うに当た

る規則」に、 く許可に関する規則」や「漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関す 第九号様式の次に次の四様式を加える。 出出者 届出者 の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 、の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 天 Ĥ 「お届けします」や「、届け出ます」 い、「付け漁港第 母」に改め、同様式を第十四号様式とする。 竹 安 严 を に、 「漁港漁場整備法の規定に基づ 号」を「付け 第10号様式(第2条関係) 整備等に関する法律第42条第1項の規定により、認定の申請をします。 あつては、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面 法第50条第1項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けようとする場合にあっては、 申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第1号に掲げる事項を定める場合にあつては、漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面 他の当該施設の構造を示す図面 及びその調達方法を記載した書類 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額 漁港施設等活用事業の実施に関する計画 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書 添付書類の目録 次のとおり漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けたいので、漁港及び漁場の 大分県知事 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第2号に掲げる事項を定める場合に 実施計画の概要 活用事業施設の設置を行う場合にあつては、当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その 位置図、土地地形図 漁 港施設等活用 郷 事業の実施 申請者 À  $\mathbb{H}$ の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者 严 1 圃 悶 1 -# 併 Ħ 111111 Ш Ш

第11号様式(第2条関係)

強 港施設等活用 # 継 9 実施 1 圃 窓 浬 짾 定 -111 1111

併 Ш Ш

大分県知事 凞

申請者 À 严

Ħ

法人にあつては、その名称、代表者 の氏名及び主たる事務所の所在地

漁場の整備等に関する法律第43条第4項の規定により、認定の申請をします。 次のとおり漁港施設等活用事業の実施計画の変更の認定を受けたいので、漁港及び

来	ω	22	н	
派什回曲	添付書類の目録	変更の概要	実施計画の変更 理由	

- 位置図、土地地形図 漁港施設等活用事業の実施に関する計画 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
- 及びその調達方法を記載した書類 活用事業施設の設置を行う場合にあつては、当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その 他の当該施設の構造を示す図面
- 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第1号に掲げる事項を定める場合に
- あつては、漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面
  活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第2号に掲げる事項を定める場合に
  活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第2号に掲げる事項を定める場合に
  あつては、工作物の建設者上くは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削者
  しくは盛土をしょうとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
  法第50条第1項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けようとする場合にあつては、
  申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第12号様式(第2条関係)

徭 港 水固 摇 焽 画 DŲ. 権の 移恵 # 픠 -# 1

併

Ш

Ш

大分県知事

礟

申請者 À 严

 $\mathbb{H}$ 

の氏名及び主たる事務所の所在地 法人にあつては、その名称、代表者

る法律第55条第2項の規定により、許可の申請をします。 次のとおり漁港水面施設運営権の移転を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関す

7	6	បា	4	ω	2	1	
派 中 圏 の 日 像	その他必要な事項	移転を受けようとする漁港水面施設運営権に 係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及 CA収支計画	移転を受けようとする漁港水面施設運営権の 存続期間	移転を受けようとする漁港水面施設運営権の 水域	移転を受けようとする漁港水面施設運営権に 係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施 期間	移転を受けようとする漁港水面施設運営権に 係る漁港水面施設運営権者の氏名又は名称	
		5-1 資金計画及び収支計画の概要 5-2 資金計画及び収支計画の参考資料	年月日~年月日		<ul><li>2-1 漁港施設等活用事業の内容</li><li>2-2 漁港施設等活用事業の実施期間</li><li>年月日~年月日</li></ul>		

名並CKに面積を記載するほか、当該水域の場所を位置図を示すこと。 上記6について、漁港水面施設運営権の移転を受ける理由についても記載すること。 ・ 位置図、土地地形図

(2) 添付図書

及び資格を明らかにする書類 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書 申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に資する業績

の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に必要な資金

その他知事が必要とする書類

強 港水面施 焽 闽 M 権の 存続 掛 罡 浬 擽 田譜 1111

併

Ш

大分県知事 凞

申請者 À 严

法人にあつては、その名称、代表者 の氏名及び主たる事務所の所在地

等に関する法律第57条第2項の規定により、申請します。 次のとおり漁港水面施設運営権の存続期間を更新したいので、漁港及び漁場の整備

2 添付書類の目録 漁港水面施設運営権の存続 期間の更新を受けようとす 申請者の氏名及び名称 漁港水面施設運営権 存続期間の更新を申請する 2-4 2-3 2-2 2 - 1漁港水面施設運営権の存続期間 年 月 日 ~ 年 月 日 漁港水面施設運営権の水域 漁港 ( ㎡) 漁港施設等活用事業の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容 # Ш Ш 7 # Ш ш

茶付図書・

- 位置図、土地地形図 申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 徙前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

附

則

大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事

佐 藤

樹

郎

大分県規則第十三号

### 大分県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大分県建築基準法施行細則(昭和四十六年大分県規則第八十一号) の一部を次のように改

正する。 第二条中 「建築主事」の下に「若しくは建築副主事 (以下「建築主事等」という。 ) 」 を

加える。

第十四条第六号及び第十六条から第十九条までの規定中「建築主事」を「建築主事等」に 第三条第一項中「第七条の三第二項」を「法第七条の三第一項」に改める。

改める。 第二十二条中「の規定により地域若しくは」を「に規定する地域又は」に、「法第五十二

は第二項又は第六十一条第一項」に改める。 条第一項又は第二項、法第六十一条又は法第六十二条第一項」を「第五十二条第一項若しく

第三号様式から第九号様式までの規定中「冲將出事」を「冲將出事事」に改める。

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事

佐

藤 樹

郎

### 大分県規則第十四号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

る。 大分県収入証紙取扱規則 (昭和五十年大分県規則第十九号)の一部を次のように改正す

務の項」を「産業科学関係事務の部」に、 第一条の二第二号中「衛生関係事務の項」を「衛生関係事務の部」に、 「計量関係事務の項」を「計量関係事務の部」に 「産業科学関係事

令和六年三月二十九日

大分県報号外(規則

改める。

0) 付手数料の項及び認定証書換え手数料の項を削る。 認定証更新手数料の項中「認定証」を「認定」に改め、 律関係事務」に改め、同表の警備業関係事務の部の認定証再交付手数料の項を削り、同部の 費性能の向上に関する法律関係事務」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法 の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の部中「建築物のエネルギー消 施設等変更許可申請手数料」に、「充てん設備許可手数料」を「充てん設備許可申請手数 手数料」を「貯蔵施設等設置許可申請手数料」に、 に、 数料」に、 料」を「販売事業者登録申請手数料」に、「保安機関認定手数料」を「保安機関認定申請手 登録更新申請手数料」に改め、同表の液化石油ガス関係事務の部中「販売事業者登録手数 変更許可申請手数料」に、「容器検査所登録又は登録更新手数料」を「容器検査所登録又は 許可申請手数料」に、 申請手数料」に、 申請手数料」に、 ŋ 料」に、「充てん設備変更許可手数料」を「充てん設備変更許可申請手数料」に改め、同表 別表の介護保険法関係事務の部の指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料の項を削 一般消費者等数増加認可手数料」を「保安機関の一般消費者等数増加認可申請手数料」 同表の高圧ガス関係事務の部中「高圧ガス製造者許可手数料」を「高圧ガス製造者許可 同表の探偵業関係事務の部を削り、 「販売事業者認定手数料」を「販売事業者認定申請手数料」に、 「保安機関認定更新手数料」を「保安機関認定更新申請手数料」に、 「高圧ガス第一種貯蔵所設置許可手数料」を「高圧ガス第一種貯蔵所設置 「高圧ガス製造施設等変更許可手数料」を「高圧ガス製造施設等変更許可 「高圧ガス第一種貯蔵所変更許可手数料」を「高圧ガス第一種貯蔵所 同表の自動車運転代行業関係事務の部の認定証再交 「貯蔵施設等変更許可手数料」を「貯蔵 同部の認定証書換え手数料の項を削 「貯蔵施設等設置許可 「保安機関

### 所用

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

大分県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一

郎

### 大分県規則第十五号

## 大分県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

うに改正する。 大分県労働委員会事務局組織規則(昭和三十一年大分県規則第三十九号)の一部を次のよ

第四条第二項中「主査」の下に「、専門幹」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項

の次に次の一項を加える。

9 専門幹は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

### 附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。